

2026 年度

入学料免除・授業料免除出願のしおり

【高等教育の修学支援新制度】

※多子世帯の学生に対する授業料等無償化もこちらの制度です。

(2026 年 2 月作成版)

目次

I. 高等教育の修学支援新制度	P. 2
II. 申請資格等	P. 3
III. 入学料・授業料免除に関する手続	P. 4
IV. 注意事項	P. 9
V. 提出・問い合わせ先	P.10



高等教育の修学支援新制度は以下の 2 つの支援からなります。

- 給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- 授業料等の減免（授業料と入学金の免除または減額）

新制度対象の学部学生は必ず期日を確認し、申請してください。
締め切り後の受付はできません。

なお、この制度は留学生及び大学院生は対象になりません。



I. 高等教育の修学支援新制度

「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生（留学生を除く）に対して、日本学生支援機構の給付奨学金と大学の入学料・授業料減免の支援を行う制度です。また、2025年度より新制度の支援範囲が拡充し、多子世帯への授業料等無償化が開始します。

新制度に採用された日本人学部学生は、給付奨学金の支援区分に従い、入学料及び授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が免除されます。※多子世帯該当として採用された場合は、給付奨学金の支援区分によらず、入学料及び授業料が全額免除されます。

・支援額

区分	給付奨学金（月額）		授業料免除 （各学期）	授業料免除 （年額）	入学料免除 （新入生のみ）
	自宅通学	自宅外通学			
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	全額免除	全額免除	全額免除
	(33,300円)		267,900円	535,800円	282,000円
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	2/3免除	2/3免除	2/3免除
	(22,200円)		178,600円	357,200円	188,000円
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	1/3免除	1/3免除	1/3免除
	(11,100円)		89,300円	178,600円	94,000円

※生活保護世帯・児童養護施設等から通学する人は（カッコ）内の金額となります。

※多子世帯非該当であり、資産額が5,000万円以上の場合、所得判定でⅠ～Ⅲ区分になっても給付奨学金・授業料免除の支援額は0円となります。

・多子世帯に該当している場合の支援額

区分	給付奨学金（月額）		授業料免除 （各学期）	授業料免除 （年額）	入学料免除 （新入生のみ）
	自宅通学	自宅外通学			
第Ⅰ区分 （多子世帯）	29,200円	66,700円	全額免除	全額免除	全額免除
	(33,300円)		267,900円	535,800円	282,000円
第Ⅱ区分 （多子世帯）	19,500円	44,500円	全額免除	全額免除	全額免除
	(22,200円)		267,900円	535,800円	282,000円
第Ⅲ区分 （多子世帯）	9,800円	22,300円	全額免除	全額免除	全額免除
	(11,100円)		267,900円	535,800円	282,000円
第Ⅳ区分 （多子世帯）	7,300円	16,700円	全額免除	全額免除	全額免除
	(8,400円)		267,900円	535,800円	282,000円
多子世帯	0	0	全額免除	全額免除	全額免除
	0		267,900円	535,800円	282,000円

※生活保護世帯・児童養護施設等から通学する人は（カッコ）内の金額となります。

※多子世帯に該当しており、資産額が5,000万円以上3億円未満の場合、所得判定でⅠ～Ⅳ区分になっても給付奨学金の支給額は0円となります。ただし、授業料は全額免除されます。資産額が3億円以上の場合、給付奨学金・授業料免除ともに対象外となります。

※多子世帯に該当し、給付奨学金の支給がなく、授業料免除の支援のみ受ける者も「給付奨学生」として扱われます。

Ⅱ. 申請資格等

・申請資格

2026年4月時点において、以下のいずれかに該当する学部生（留学生を除く）。

- ①日本学生支援機構の給付奨学金（以下、「給付奨学金」という。）の採用候補者に決定している新入生
- ②前年度から引き続き給付奨学生として採用されている在学生（ただし、適格認定（学業）の結果「停止」あるいは適格認定（家計）により「支援対象外」の者を除く）
- ③2026年4月（後期の場合は10月）以降に新たに給付奨学金を申請する新入生、編入学生及び在学生
- ④多子世帯の要件を満たす学部生

詳細は、日本学生支援機構の「給付奨学金案内」又は日本学生支援機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

多子世帯については、下記ページ掲載の「多子世帯における授業料無償化制度について」で確認してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/support>

※予期できない事由で家計が急変した場合に、家計急変後の収入状況で申し込むことができる採用区分があります。（原則、事由発生日から3か月以内に申請する必要があります。）

以下の家計急変事由に該当する場合は、一度お問い合わせください。

- ①生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ②生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難
- ③生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- ④生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

A 上記①～③のいずれかに該当

B 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

- ⑤学生等本人が父母等による暴力等から避難

家計急変採用についての詳細は、日本学生支援機構の「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」

又は日本学生支援機構ホームページで確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

Ⅲ. 入学料・授業料免除に関する手続

・ 給付奨学金の採用候補者に決定している新入生（2026年4月入学者）

①事前申請（「入学料免除・徴収猶予事前申請願」の書類提出）・・・入学手続時

- ・ 「入学料免除・徴収猶予事前申請願」に必要事項を記入し、合格した部局の窓口に提出してください。
- ・ すでに入学料を入金した場合、「入学料免除・徴収猶予事前申請願」の提出は不要です。
入学料の入金をした方については、採用決定後（7月下旬以降）に減免額の還付の手続きが必要です。

②進学届の提出（WEB入力）・・・4月上旬～

- ・ 大学等奨学生採用候補者決定通知等関係書類提出時にお渡しする、「ユーザーID・パスワード」を使って、スカラネット上で進学届を提出してください。
- ・ 結果が通知されるまで、入学料及び前期授業料の納付は猶予されます。

③給付奨学金の採否決定・・・4月下旬～

- ・ 給付奨学金に採用された場合は、奨学金が振り込まれます。初回振込月は進学届の提出時期により異なります。
- ・ 給付奨学金の採否結果は、5月以降に郵送にてお知らせします。

④入学料・前期授業料免除の結果通知・・・7月下旬

- ・ 入学料、授業料免除対象者として認定された場合は、入学料と前期の授業料が減免されます。
- ・ 7月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛より送付します。
- ・ 免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

⑤入学料及び前期授業料の納付・・・7月下旬～8月下旬

【入学料】

- ・ 本学所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振り込みください。

【授業料】

- ・ 大学に登録いただいている指定口座より自動で引き落とします。（手数料は不要です）。
- ・ 原則として、口座引落による納入となりますが、口座の登録が間に合わないなどの事情により、口座引落による納入ができない学生にのみ、振込依頼書を7月下旬に送付します。

【還付について】

- 採用された学生のうち、入学料・授業料をすでに納付していた場合は、減免額が還付されます。
- 7月下旬に送付する「授業料等減免認定結果通知書」を用いて所属学部の教務掛で手続きが必要です。
- 手続き方法は学部の教務掛にお問い合わせください。手続きが完了しないと還付されませんのでご注意ください。

⑥後期授業料免除について・・・9月以降

- ・ 後期も継続して授業料免除を受ける手続き等については、8ページをご確認ください。

・前年度から引き続き給付奨学生（多子世帯の授業料等無償化を含む）として採用されている在学学生

①在籍報告・・・4月中旬

- ・スカラネット上で期限内に在籍報告を行ってください。
- ・手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。

②学業成績等の適格認定の結果通知・・・5月

- ・学業成績等の適格認定の結果の通知書を学部教務掛より交付します。所属学部の教務掛より通知書を受け取り、結果を確認してください。
- ・「継続」「警告」となった場合は、7月下旬に授業料免除の結果が通知されるまで、前期授業料の納付は猶予されます。
- ・「廃止」「停止」となった場合は、授業料免除及び給付奨学金の支援が受けられなくなります。5月下旬に前期授業料を大学に登録いただいている指定口座より自動で引き落とします。口座の登録が間に合わないなどの事情により、口座引落による納入ができない学生は、振込依頼書を送付します。

③前期授業料免除の結果通知・・・7月下旬

- ・授業料免除対象者として認定された場合は、前期の授業料が減免されます。
- ・7月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛より送付します。
- ・免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

④前期授業料の納付・・・7月下旬～8月下旬

- ・大学に登録いただいている指定口座より自動で引き落とします。（手数料は不要です）。
- ・原則として、口座引落による納入となりますが、口座の登録が間に合わないなどの事情により、口座引落による納入ができない学生にのみ、振込依頼書を7月下旬に送付します。

⑤後期授業料免除について・・・9月以降

- ・後期も継続して授業料免除を受ける手続き等については、8ページをご確認ください。

・2026年4月以降に新たに給付奨学金（多子世帯の授業料等無償化を含む）を申請する新入生、編入生及び在生

①申請資格の確認

- ・日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか、ホームページで確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
- ・また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

②事前申請 ※新入生のみ（「入学料免除・徴収猶予事前申請願」の書類提出）・・・入学手続時

- ・「入学料免除・徴収猶予事前申請願」に必要事項を記入し、合格した部局の窓口へ提出してください。
- ・すでに入学料を入金した場合、「入学料免除・徴収猶予事前申請願」の提出は不要です。
- ・入学料の入金をした方については、採用決定後（7月下旬以降）に減免額の還付の手続きが必要です。

③給付奨学金の申請・・・4月上旬～

- ・4月上旬以降に「給付奨学金案内」等を確認し、期限内に給付奨学金の申請を行ってください。
- ・手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。
- ・結果が通知されるまで、入学料及び前期授業料の納付は猶予されます。

④給付奨学金の採否決定・・・6月～

- ・期限内に申請を行った場合には、4月分に遡って給付奨学金の支援を受けられます。

⑤入学料・前期授業料免除の結果通知・・・7月下旬

- ・入学料、授業料免除対象者として認定された場合は、入学料、前期の授業料が減免されます。
- ・7月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛より送付します。
- ・免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

⑥入学料及び前期授業料の納付・・・7月下旬～8月下旬

【入学料】

- ・本学所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座にお振り込みください。

【授業料】

- ・大学に登録いただいている指定口座より自動で引き落とします。（手数料は不要です）。
- ・原則として、口座引落による納入となりますが、口座の登録が間に合わないなどの事情により、口座引落による納入ができない学生にのみ、振込依頼書を7月下旬に送付します。

【還付について】

- ・採用された学生のうち、入学料・授業料をすでに納付していた場合は、減免額が還付されます。
- ・7月下旬に送付する「授業料等減免認定結果通知書」を用いて所属学部の教務掛で手続きが必要です。
- ・手続き方法は学部の教務掛にお問い合わせください。手続きが完了しないと還付されませんのでご注意ください。

⑦後期授業料免除について・・・9月以降（予定）

- ・後期も継続して授業料免除を受ける手続き等については、8ページをご確認ください。

・ 2026年10月以降に新たに給付奨学金（多子世帯の授業料等無償化を含む）を申請する在学生

①申請資格の確認

- 
- ・ 日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか、ホームページで確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
 - ・ また、進学資金シミュレーターで給付奨学金の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

②給付奨学金の申請・・・9月中旬～10月中旬

- 
- ・ 「給付奨学金案内」等を確認し、期限内に給付奨学金の申請を行ってください。
 - ・ 手続の詳細については、KULASIS等でお知らせします。
 - ・ 結果が通知されるまで、後期授業料の納付は猶予されます。

③給付奨学金の採否決定・・・11月～

- 
- ・ 期限内に申請を行った場合には、10月分に遡って給付奨学金の支援を受けられます。

④後期授業料免除の結果通知・・・1月下旬

- 
- ・ 授業料免除対象者として認定された場合は、後期の授業料が減免されます。
 - ・ 1月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛より送付します。

⑤後期授業料の納付・・・2月下旬

- 
- ・ 大学に登録いただいている指定口座より自動で引き落とします。（手数料は不要です）。
 - ・ 原則として、口座引落による納入となりますが、口座の登録が間に合わないなどの事情により、口座引落による納入ができない学生にのみ、振込依頼書を1月下旬に送付します。

⑥翌年度前期授業料免除について・・・3月以降

- 
- ・ 翌年度前期の授業料免除手続き等については、3月以降にKULASIS等で通知します。

※後期授業料免除の継続手続きについて

①後期支援区分の確認・・・9月上旬

- ・後期の支援区分について、9月上旬より順次スカラネット・パーソナル上で確認できるようになります。必ず確認を行ってください。

②後期授業料免除の結果通知・・・1月下旬

- ・授業料免除対象者として認定された場合は、後期の授業料が減免されます。
- ・1月下旬に、「授業料等減免認定結果通知書」を奨学掛より送付します。
- ・免除額の判定は学期毎に行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

③後期授業料の納付・・・2月下旬

- ・大学に登録いただいている指定口座より自動で引き落とします。（手数料は不要です）。
- ・原則として、口座引落による納入となりますが、口座の登録が間に合わないなどの事情により、口座引落による納入ができない学生にのみ、振込依頼書を1月下旬に送付します。

④適格認定

- ・年度末に学業成績による適格認定が行われます。成績不良の学生に対しては、「廃止」や「停止」、「警告」という措置が取られます。

⑤翌年度前期授業料免除について・・・3月以降

- ・翌年度前期の授業料免除手続き等については、3月以降にKULASIS等で通知します。



IV. 注意事項

1. 申請手続きについて

奨学掛の指示に従い、期限内に手続きを行ってください。手続きを怠ると、給付奨学金と授業料免除は打ち切りとなります。また、多子世帯に該当し給付奨学金の支給がなく、授業料免除の支援のみ受ける者も給付奨学生として扱われますので、給付奨学生としての各手続きが必要です。適格認定や支援の打ち切りについても同様に実施されます。

2. 適格認定について

(1) 年2回の適格認定が行われます。夏季に家計状況や扶養親族の確認、年度末には学業成績により、受給基準を満たすか否かが判定され、この結果に従い、次学期の授業料の免除額が設定されます。

(2) 年度末時点の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「廃止」や「停止」、「警告」という措置が行われます。

- ・「廃止」「停止」となった場合は、次年度以降の授業料免除及び給付奨学金が受けられなくなります。さらに「廃止」の場合、廃止からの復活や再申請はできなくなります。
- ・「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。次年度も成績が向上せず「警告」となった場合は、「停止」あるいは「廃止」となります。
- ・「停止」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。次年度も成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となります。
- ・著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取消され、その年度で免除された授業料を納付し、給付奨学金を返還する必要性が生じます。

(3) 支援の打ち切りについて

- ・次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切り、返還を求めます。

①偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者

②大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上のものに限る。）の懲戒処分を受けた者

- ・3カ月未満の停学及び譴責（訓告）の懲戒処分を受けた場合も支援を停止します。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、譴責（訓告）の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開します。

3. 学籍異動（休学・退学）、留学について

(1) 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際に必ず奨学掛にも申し出て、必要な手続きを行ってください。

(2) 在籍したまま留学する場合も、新制度の授業料免除を申請することができます。ただし、新制度の支援は標準修業年限までなので、卒業延期となった場合は、その期間について新制度による授業料免除を受けることができません。

なお、留学する場合で日本学生支援機構が実施している海外留学支援制度（協定派遣）の支援を受ける場合には、給付奨学金を停止する必要がありますので、必要な手続きを行ってください。

4. 併給不可の民間奨学金について

民間団体から併給不可の奨学金を受給している学生であっても、新制度の申請資格を満たしている場合、授業料等減免を受けるために京大制度へ単独で申請することはできず、新制度への申請が必要です。新制度申請時に、新制度の給付奨学金の停止手続きを行ってください。新制度の給付奨学金の支給は停止されますが、給付奨学生としての身分は維持され支援区分に応じた授業料等が減免されます。ただし、給付奨学金に関する継続手続きは、その都度必ず行ってください。

V. 提出・問い合わせ先

本しおりの内容に質問がある場合は、学務部学生課奨学掛の窓口へ来室するか、下記アドレスまでメールにて問い合わせてください。メールでの問い合わせの場合は、質問事項の他に「学生番号・氏名・携帯電話番号等」を必ず記載してください（記載が無い場合は返答しません）。なお、メールによる問い合わせの返答は、メールか電話にて行います。



Mail: 840menjo * mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

*を@に変更してください。

TEL : 075-753-2532 (9:00~17:00 土日祝日を除く)

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づいて取り扱います。
2. 本出願に関する個人情報については、入学金・授業料の免除審査を行うために利用します。また、学内の一元的な経済支援情報の管理業務に利用し、大学として適切な支援を行う目的で、学内の他事業の審査及び管理業務に利用することがあります。
3. 上記の個人情報は、今後の免除制度を検討するため、統計資料を作成することに利用します。作成に際しては個人が特定できないように処理します。
4. 情報管理業務・コンピュータ業務等を、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部事業者へ委託することがあります。